

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第71号 令和8年度横手市一般会計補正予算(第5号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出3款民生費では、「高齢者応援商品券事業については、国からの追加補正がきてから検討したということか」との質疑に対し、当局より、「国からの交付金は、継続的に行われており、その活用を常に意識しておくよう全部署に指示が出ている。その中で後期高齢者の方々の外出支援、地域の経済活性化、生活支援と一石三鳥のこのような事業ができないか以前から考えており、この機会に手をあげて今回採択となったものである」との答弁がありました。

また、「商品券は新規に印刷するものか。商工会議所などで発行している既存の商品券もあるが、そちらを活用できないのか」との質疑に対し、当局より、「既存の商品券の活用も検討したが、国への実績報告時に使用した券の数字がつかめないということがあり、新規に印刷することにした」との答弁がありました。

また、「外出支援という面もあるとのことだが、商品券を使うのが難しい高齢者もいる。その場合、商品券は本人確認もなく使用することはできるのか」との質疑に対し、当局より、「施設入所や入院しているなど様々な事情で外出が難しい高齢者もいると思われるので、その場合は本人の意向に沿った形で家族などが使用されることは想定され、問題ないと考えている」との答弁がありました。

また、「現金振込というやり方などもあったと思うが、今回商品券という形としたのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「対象が後期高齢者であり、デジタル通貨やスマホのコード決済などの使用が難しいということや、現金振込の場合、マイナンバーカードに口座が紐づいている場合は速やかな対応が可能であるが、紐づけが行われていない場合、改めて口座の届け出や確認という処理が必要になる。そのため、商品券を発送するより時間を要するという場合もあり現金振込という選択にはならなかった」との答弁がありました。

また、「福祉政策という観点を踏まえると、現金振込にして高齢者が市外の孫のところに行くためのガソリン代や食事をごちそうするということも生活支援である。これからこういった事業を行う場合は高齢者の生活パターンなども考えて展開していくべきと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「事業を新たに考えるときには、その時に必要な様々重要視するものがあると思う。いただいた意見を参考にしていきたい」との答弁がありました。

このほか、「商品券の配布方法」や「事業の効果検証」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 令和8年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「介護保険のシステム改修について、3月に改修を始めた自治体と横手市のように改修内容の詳細が来てから改修を始める自治体に分かれているということか」との質疑に対し、当局より、「システム改修について、例年複数回行われており、横手市においても当初予算で別の改修予算を計上している。ただし、今回の改修については別に経費が必要ということで補正予算として提案している。恐らく他の自治体においても今回とは別の改修のための経費を計上していたのではないかと予想される」との答弁がありました。

また、「費用については他の自治体と比べどのようなものか」との質疑に対し、当局より、「システム自体が全国統一システムであり、それに対する作業内容は同じと思うが、業者によって工程等の違いにより見積り内容が違ってくると考えられる。なお、県内の自治体に照会したところ、ほぼ同じ程度の金額であった」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第71号 令和8年度横手市一般会計補正予算(第5号)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、これまでの分は全て使い切っているのか。また、今回、国から令和8年6月5日に内示があったとのことだが、新たに交付になるという認識でよいか」との質疑に対し、当局より、「今年度に国の補正分として示されたのは、今回予算計上した4,895万2,000円のみである。令和7年度の国の補正分としては、市の配当額として約12億円の事業を行っており、これは全て予算化している。ただ、その際に提案したプレミアム付商品券事業や原油高騰対策運送事業者等支援事業などの一部については、今年度に繰越しして実施している」との答弁がありました。

また、「今回の交付金の使途について、国からの指針はあったのか」との質疑に対し、当局より、「当該交付金については、毎年度国の要綱に基づいて事業を実施しており、今回も要綱自体に変更はない。対象事業となるのは、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して行う支援であり、推奨事業メニューとして、生活者支援の場合は低所得者世帯の支援、子育て世帯の支援などが国から示されている」との答弁がありました。

また、「市は、国からの交付金の内示があってから動いており、その結果、事業実施までに時間を要してしまっている。以前は、一般財源を予め用意して市民にとって今必要な事業を行い、その上で国からの交付金が示されたら、後で財源振替をしていくという考えがあったと思うが、最近は全く見えない。多くの市民は、今困っており、基金等を活用し国の情報を得ながら、必要な事業はぜひ予算化して欲しいと考えるが、そういった方針はないのか」との質疑に対し、当局より、「当該交付金の事業化については、国からの情報を得ながら速やかに行っているところである。今回は高齢者にターゲットを絞り、商品券のほうが速やかに交付できるという考えから、既存のプレミアム付商品券事業のスキームに則って進めていくものである。また、物価高騰等に対する支援については、

各分野において日ごろから検討しており、必要に応じて実施したいと考えているが、基本的には国の交付金を財源にそれを有効活用する形で進めていきたい。なお、当初予算においても生活者や事業者支援に係る事業について、一般財源を投入して行っている。これまで国の内示後に新規事業の提案をしてきたところであるが、既存事業への振替など、一般財源の活用については十分検討していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。